

令和五年四月二十七日付け広島県公告（危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施の公告）における後期の講習年月日等が決定したため、次のとおり実施する。

令和五年十月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 後期講習年月日及び場所

講 習 日	講 習 種 別		場 所
	午 前	午 後	
令和五年一月二七日	/	その他	廿日市市
令和五年一月二八日	給油取扱所	その他	廿日市市
令和五年二月七日	/	コンビナート	大竹市
令和五年二月八日	コンビナート	コンビナート	大竹市
令和五年二月一二日	その他	コンビナート	福山市
令和五年二月一三日	給油取扱所	その他	福山市
令和五年二月一四日	/	その他	東広島市
令和五年二月一五日	給油取扱所	その他	東広島市
令和五年二月一九日	/	その他	呉市
令和五年二月二〇日	給油取扱所	その他	呉市
令和六年一月一二日	給油取扱所	その他	三次市
令和六年一月一七日	/	その他	三原市
令和六年一月一八日	給油取扱所	その他	三原市
令和六年一月一九日	給油取扱所	その他	尾道市
令和六年一月二三日	/	その他	広島市
令和六年一月二四日	給油取扱所	その他	広島市
令和六年一月二五日	その他	給油取扱所	広島市

注一 講習種別欄の「給油取扱所」とは、給油取扱所において危険物の取扱作業に従事し

ている危険物取扱者を対象とした講習であり、「コンビナート」とは、コンビナート等特別防災区域内の製造所等において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者を対象とした講習であり、「その他」とは、前二者以外の危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者を対象とした講習である。

二 受講申請書を受理した後、講習日時及び会場を指定した受講票を本人宛に送付する。

三 受講人員の状況により、会場によっては講習希望日を変更し、又は講習を取りやめる場合がある。

二 受講申請書の受付期間等

令和五年十月十一日（水）から令和五年十月二十四日（火）まで（受付時間は、午前九時から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。）。ただし、土曜日、日曜日を除く。

郵送の場合は、令和五年十月二十四日（火）までの消印があるものに限って受け付ける。